

令和 6 年度中新川広域行政事務組合資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 6 年度の決算に基づく中新川広域行政事務組合資金不足比率を次のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 1 日

中新川広域行政事務組合
管 理 者 渡 辺 光

会計の名称	資金不足比率（％）	備 考
下水道事業会計	—	

備考 1. 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表す。
2. 資金不足比率における経営健全化基準は、2 0 . 0 %である。